

教えて!

安保法制がわかりません。

アソビヤ!

作：上野中法法律事務所

第一話「集団的自衛権. その1」



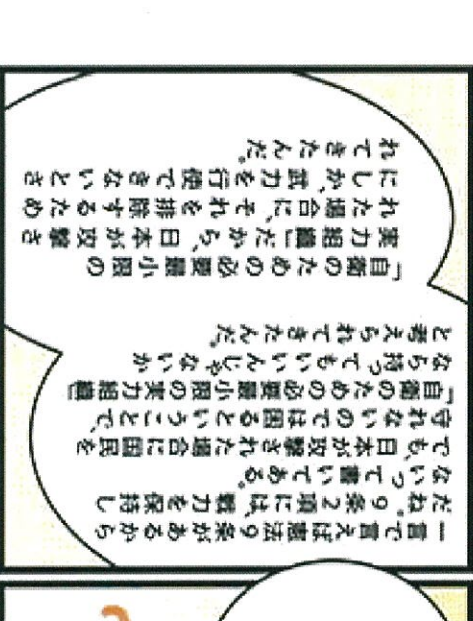


まずは、この表を見てみて。

武力行使		自衛隊の武力行使		自衛隊の武力行使	
武力行使		自衛隊の武力行使		自衛隊の武力行使	
武力行使	武力行使	自衛隊の武力行使	自衛隊の武力行使	自衛隊の武力行使	自衛隊の武力行使
武力行使	武力行使	自衛隊の武力行使	自衛隊の武力行使	自衛隊の武力行使	自衛隊の武力行使



まず①のどこかを見て書いてあるね。武力攻撃事態について。そう。日本が外国から武力攻撃を受けたら、この「武力攻撃事態」についてになるんだ。



まあ、反撃っていうよりは防衛って言う方がしっくりいくけどね。それはどうしてなの? そうですね、この場合、いままで、武力を行使しちゃうといけないって、それ、たいけないって、あなたよ、ね。



うん。なんか難しい。これまでは、日本が攻撃されたときしか、武力を行使しちゃういけないときも、考えておきましょう。おかげですよ。

集団的自衛権の行使が可能に

でも、②の「存立危機事態」に該当する場合には日本が攻撃されていなくても、集団的自衛権の行使、つまり武力行使ができるようになるんだ。

集団的自衛権って、日本が攻撃されたときの話しやないんだ。

自衛っていう言葉が入っているから、誤解しやすいけれど、そうなんだよ。



「我が国と密接な関係にある

他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根柢から覆される明白な危険がある」場合のことだよ。

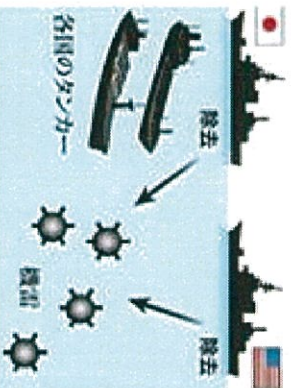
よくそんなの考えられるね。この言葉は聞いても、どうもさくしてはくさくさ

日本が攻撃された場合に、日本が攻撃された場合に匹敵する事態と説明されたりもするけれど、ほとんどにそういう場合に限定されるのが疑問

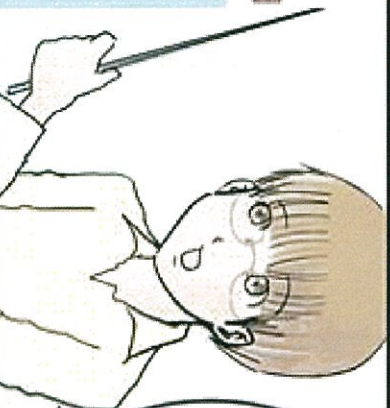
だという声もあるよ、



14 戦時における国際的な機雷掃海活動への参加



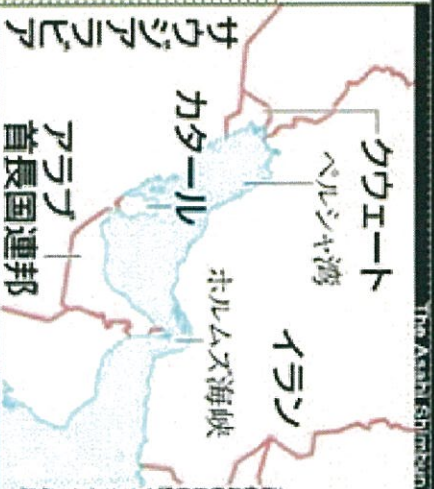
（画像は朝日新聞アスキー刊載）



例えば、ホルムス海峡に機雷が敷設された場合にも、この存立危機事態に該当するから、集団的自衛権を行使して、機雷を除去する活動に加わることもありうる」と説明されているんだ。

限定された集団的自衛権？

ホルムス海峡ってどこにあるの？



中東だね、ホルムスとオマーン湾の間にある海峡だよ。

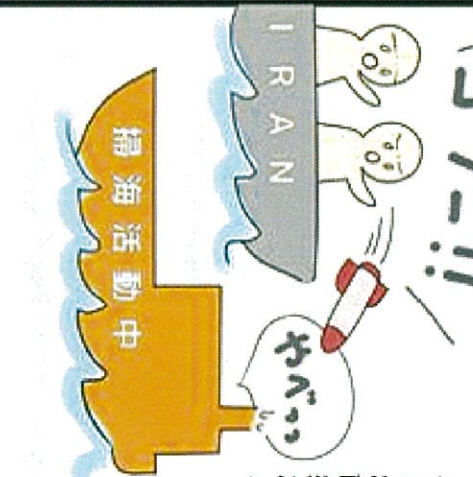


そこに機雷がまかれ、どうして日本が攻撃されなかった場合に匹敵する事態になるの？

（画像は朝日新聞アスキー刊載）



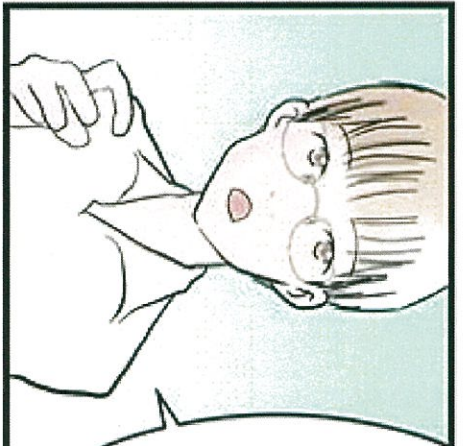
イラン!!



それに、まいた機雷が除去されるのをイランが指をくわえてみるはずはないから、掃海活動にはかなりの危険を伴うんだ。機雷を除去するためには、事前に戦闘機や潜水艇等の戦力を奪っておかないといけないから、イランとの間で激しい戦闘になることが前提だよ。

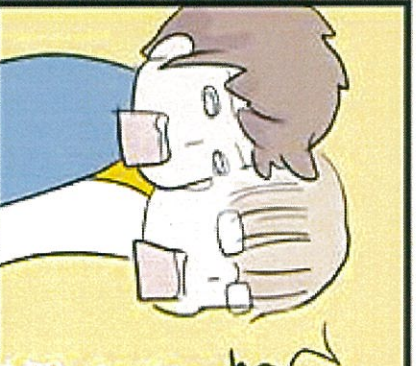


機雷の除去も武力行使にあたるから、掃海活動に加われば、日本は中立国ではなく紛争の当事国になる。つまり戦争に参加するということだから、日本本土が攻められたり、国内でテロが起きるリスクも高くなるって言われているんだ。



イランをめぐる核協議で、今年4月に「枠組み合意」が成立したんだ。イランが機雷を敷設するような事態にはならないのではないかというとも言われているよ。

うん...



難しい話をまとめて聞いたから半分くらいしか頭に入ってきていない感じだけど、なりそうだから大丈夫なことばかりだよ。今日はこのくらいで、続きはまた今度頼むよ。